

みんなで支えよう国保と介護保険

国民健康保険

わたしたちは、ふだん健康であっても、いつ、どこで病気になったりけがをするかわかりません。国民健康保険は、加入者のみなさんがお金（保険税）を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費などにあてる「相互扶助」を目的とした助け合い制度です。

介護保険

本格的な高齢社会を迎え、介護を必要とする方は、増加し続けています。一方、核家族化や少子化により、家族だけで介護していくことは、難しくなっています。介護保険は、みんなで支えあう制度です。介護保険料の納付にご協力ください。

●65歳以上の方の介護保険料の納付方法は次のとおりです

年金の受給額が年間 18万円以上の方	昭和12年4月1日以前 に生まれた方	年金の確定支払い（年6回）の際に保険料から天引きされます（特別徴収）
	昭和12年4月2日から 昭和13年4月1日まで に生まれた方	7月から9月までの3回は納付書で納め（普通徴収）、 10月からは年金確定支払いの際に、保険料から天引きされます（特別徴収）
・年金の受給額が年間18万円未満の方 ・老齢福祉年金、遺族年金、障害者年金のみを受給 している方		納付書で納めます（普通徴収）

※年度の途中で65歳になる方・光町に転入された方へ

・この場合15年度の保険料は月割りで計算し、納付することになります。

また翌年（平成16年）9月までは納付書で納め、年金受給額が年間18万円以上の方は、平成16年10月から保険料が天引きされます。

●介護保険の納付は40歳から納めます

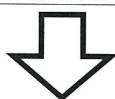
国保に加入の方は…

40歳未満の方



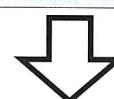
医療保険分の国保税の
みを納付します。

40～64歳の方
(介護保険第2号被保険者)



医療保険分と介護保険分の額
をあわせて国保税として納付
します。

65歳以上の方
(介護保険第1号被保険者)



医療保険分の国保税と分けて
介護保険料を別に納付します。

●国保税の計算方法

介護保険分	医療保険分	
所得税（税率0.7%） 前年の所得に応じて計算	所得税（税率6.3%） 前年の所得に応じて計算	平等割（17,000円／世帯） 「一世帯いくら」と計算
均等割（10,000円／人） 介護第2号被保険者の数に応じ て「一人いくら」と計算	資産割（税率30%） 固定資産税（土地・家屋）に応 じて計算	均等割（13,000円／人） 国保加入者の数に応じて「一人 いくら」と計算

★国保税は世帯主が納税義務者

国保加入世帯は、その世帯の世帯主が保険税を納めることになります。世帯主が社会保険加入者でもその家族の中で国保加入者がいれば、その世帯主が保険税を納付することになります。（この場合、その世帯主の税額は計算されません。）